

条例見直し調書

		作成年度	平成25年度	次回見直し予定	平成30年度
条例名	神奈川県心身障害者扶養共済制度条例				
条例番号	昭和45年神奈川県条例第31号	法規集	第6編第1章第6節		
所管室課	保健福祉局福祉部障害福祉課				
条例の概要	心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が死亡、又は著しい障害を有する状態となった後、心身障害者に年金を支給する等の共済制度を設け、同制度の運用に必要な事項について定めている。				
検討	視点	検討内容			備考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	心身障害者扶養共済制度は、心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障害者の将来に対し、保護者の、親無き後の不安の軽減を図ることを目的に設けられた制度であり、現在もその意義は失われておらず、必要な条例である。			
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	加入者である保護者等が死亡等した場合に、心身障害者に終身一定額の年金を支給する等、保護者の相互扶助の精神に基づき、心身障害者の生活の安定と福祉の増進及び心身障害者の将来への保護者の抱く不安の軽減に有効に機能している。			平成24年度実績 加入者:998人 年金受給者:694人 年金支給額: 210,720千円
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	心身障害者扶養共済制度は、安定的かつ効率的に運営が行われるよう国が定めた心身障害者扶養共済制度条例準則と整合をとって、全ての都道府県及び政令指定都市において条例を定め、実施されており、国は社会経済状況に即し、条例準則に定める保険料水準等について、適宜適切な見直しを行うこととしている。本条例はこの準則と整合をとって規定し、施行されているものであり、安定的かつ効率的に運営されていると認められる。			
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	障害者が安心してくらす地域社会の実現を目指すという「かながわグランドデザイン」の方向性に適合している。			
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	心身障害者扶養共済制度を定めることについて、憲法、法令に抵触しない。			
その他					
見直し結果	1	改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理由等 現行条例の運用上の課題は見受けられないため。		
	2	改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。			
	3	改正を検討する。運用の改善等の必要はない。			
	4	改正及び運用の改善等を検討する。			
	5	廃止を検討する。			